

- 1 合意した者
 - (1) JRバス中国株式会社
 - (2) 広島県公安委員会
 - (3) 東広島市長
 - (4) 中国運輸局長

- 2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等
別紙「バス停留所一覧表」のとおり

- 3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲
 - (1) 運行事業者
朝日交通株式会社

 - (2) 使用車両
マイクロバス（27人乗り）
大型バス（60人乗り）

 - (3) 事業形態
一般貸切旅客自動車運送事業

 - (4) 事業内容
武田中・高等学校及び広島国際大学のスクールバス運行

- 4 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
 - (1) 2の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
 - (2) 2における3の停車又は駐車は、3に係る事業内容及び運行時間内に限るものとする。

別紙

バス停留所一覧表

番号	停留所名	所在地
1	兼広	東広島市黒瀬町兼広字西本郷 156-6 地先